

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年9月3日 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	新潟市 (151009)
地域名 (地域内農業集落名)	西区 (仲才、新通、新田、亀貝、小新、内野、内野上新町、五十嵐一の町、五十嵐二の町、五十嵐三の町、藤蔵新田、赤塚、山崎、神山、木山、谷内、中権寺、四ツ郷屋、勘助郷屋、小見郷屋、藤野木、早潟、小瀬、道河原、明田、大友、保古野木、金巻新田、田島、曾和、前野外新田、中野小屋、田潟、高山、槇尾、笠木、大潟、緒立、善久、大野、山田下、山田上、板井、木場、黒鳥、金巻、北場、鳥原新田、鳥原本村、鳥原新地、立仏、寺地、小平方)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	4,321.6 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	3,893.0 ha
② 田の面積	3,027.9 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	865.1 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	142.0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地域の平坦地では水稻主体であるが枝豆などの園芸作物も盛んであり、担い手への農地集積は進んできているものの、農業者の効率的かつ安定的な農業経営にはさらなる農地の集積・集約化が必要である。また、海岸部の砂丘地はすいか、だいこん、ねぎなどの栽培が盛んであるが、基盤整備がほとんど行われていないため機械化への対応、労働生産性の向上が進まず、遊休農地化が懸念されている。さらに、地域全体で農業者の高齢化が進んでいる中後継者がいない農業者も多く、離農も増加している。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

水稻において、地域の担い手への農地の集積・集約化や作業受託の促進、生産の組織化による機械・施設の有効利用を推進する。また、品種構成による作期幅の拡大とリスク分散、直播栽培やICT等の省力化技術の導入等によるコスト低減を図る。

園芸においては、「くろさき茶豆」をはじめとした西区特産農産物の更なる知名度向上のため県内外へPRを実施し、販路と消費の拡大、高付加価値化とブランディングに取り組む。また、機械・施設整備を行い、生産性や作業効率の向上を図ると共に、品種統一、共選共販体制の確立等により、産地競争力を高めることで園芸の導入や拡大のしやすい環境づくりを推進する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針				
農地の出し手から農地中間管理機構への貸付を進め、地域の担い手への農地の集積・集約化や水稻・畑作物ごとの集積・集約化のほか、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。				
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標				
現状の集積率	67.3	%	将来の目標とする集積率	85.0 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標				
地域の担い手同士で農地を交換することにより、農地の連坦化を図り、生産コスト縮減を目指す。				

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	
【仲才、新通】 既存の経営体を地域の担い手と位置づけ、農地中間管理機構を活用し、地区内の集積・集約を図る。また、農地所有適格法人の立ち上げも予定しており、当該法人も担い手として位置付けていく。	
【新田、亀貝、小新】 既存の経営体を地域の担い手と位置づけ、農地中間管理機構を活用し、地区内の集積・集約を図っていく。	
【内野、内野上新町】 既存の経営体を地域の担い手と位置づけ、農地中間管理機構を活用し、地区内の集積・集約していく。また、収益性の高い園芸作物(すいか、メロン等)の取組にさらに力を入れていく。	
【五十嵐一の町、五十嵐二の町、五十嵐三の町】 地域内の農業者は小規模であるため、他地域の入作者を中心に農地中間管理機構を活用し集積・集約を図っていく。	
【藤蔵新田】 地域内外の担い手である農事組合法人や認定農業者、規模拡大に意欲のある農業者で担い、離農者の農地をスムーズに担い手へ集積できるよう、また担い手同士の交換により集約化できるよう継続して地域内の話し合いを行う。	
【赤塚、山崎、神山、木山、谷内、中権寺】 地域内の既存法人及び認定農業者を中心に農地中間管理機構を活用し、地区内の農用地を集積・集約していく。 また、収益性の高い園芸作物(すいか、メロン、ねぎ、だいこん等)の取組にさらに力を入れていく。	
【四ツ郷屋】 地域内の既存法人及び認定農業者を中心に農地中間管理機構を活用し、地区内の農用地を集積・集約していく。また、収益性の高い園芸作物(すいか、メロン等)の取組にさらに力を入れていく。	
【勘助郷屋、小見郷屋】 地域内外の担い手である農事組合法人や認定農業者で担い、離農者の農地をスムーズに担い手へ集約できるよう、継続して地域内の話し合いを行う。	
【藤野木、早湯、小瀬、道河原、明田、大友】 地域内外の担い手である認定農業者や規模拡大に意欲のある農業者で担い、離農者の農地をスムーズに担い手へ集約できるよう、継続して地域内の話し合いを行う。	
【保古野木】 地域内外の担い手である農事組合法人や認定農業者、規模拡大に意欲のある農業者で担い、離農者の農地をスムーズに担い手へ集約できるよう、継続して地域内の話し合いを行う。また、圃場整備に向け、地権者を含め地域内での協議を進めていく。	
【金巻新田、田島、曾和、前野外新田、中野小屋、田湯、高山、槇尾】 既存の経営体を地域の担い手と位置づけ、農地中間管理機構を活用し、地区内の集積・集約を図っていく。	
【笠木】 現在圃場整備中。既存の経営体を地域の担い手と位置づけ、農地中間管理機構を活用し、地区内の集積・集約を図っていく。	
【大瀧】 地域外の担い手である認定農業者や規模拡大に意欲のある農業者で担い、離農者の農地をスムーズに担い手へ集積できるよう、また担い手同士の交換により集約化できるよう継続して地域内の話し合いを行う。	
【緒立、善久、大野、山田下、山田上】 地域内の農地が少ないため、地域の担い手を中心に集積・集約を図っていく。	
【板井】 地区内の農地を効率的に活用するため、既存法人の規模拡大を進めるとともに、農地中間管理機構を活用し農地の集積を図っていく。	
【木場】 今後10年を目標に、経営面積10ha以上の担い手農家及び組織経営体を育成する。農地は農地中間管理機構を活用し担い手への農地集積を図る。集落内での話し合いにより、木場上谷地地区を圃場整備に向け協議を進めるエリア、パイプライン化が進む木場下谷地地区を稲作・畑作の団地化を図るため農地集積の協議を進めるエリアとする。また、黒崎南小学校周辺にある農用地と住宅が混在する地域は、施設園芸や農業用施設への誘導など小規模農地ながら特色ある農業振興エリアとして集落内での位置づけを明確化していく。	
【黒鳥】 地区内の農地を効率的に活用するため、既存法人の規模拡大を進めるとともに、農地中間管理機構を活用し農地の集積を図っていく。また圃場整備に向け、推進のための組織を立ち上げ、協議を進めていく。	
【金巻、北場、鳥原新田、鳥原本村、鳥原新地、立仏、寺地】 既存の経営体を地域の担い手と位置づけ、農地中間管理機構を活用し集積・集約していく。 また収益性の高い園芸作物(枝豆、ブロッコリー、カリフラワー等)の取組にさらに力を入れていく。	
【小平方】 既存の経営体を地域の担い手と位置づけ、農地中間管理機構を活用し集積・集約していくほか、収益性の高い園芸作物(枝豆、ブロッコリー等)の取組にさらに力を入れていく。また、圃場整備を計画中である。	

農地中間管理機構を活用したさらなる農地の集積・集約化の推進に加え、効率的な農地利用のため、農地中間管理機構活用希望者以外の農業者に対して農地中間管理機構の活用を促す。

農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農地の大区画化・水田の汎用化などの基盤整備を実施するとともに、担い手のニーズに沿ったきめ細やかな耕作条件の改善を図るため、畦畔除去による区画拡大や暗渠排水、老朽化した農業水利施設等の整備を進める。

【新規就農者支援】

認定農業者を目指す意欲ある担い手の育成、確保に努めるとともに、新規就農者に対して農業経営が定着するまで関係機関が連携して支援していく。

【法人化支援】

既存営農組織や法人化に意欲的な農業者に法人化の案内や説明会を開催し、法人化に向けた支援、既存法人同士の連携に取り組む。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築し、地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、各種補助事業を活用しながら集出荷・調製施設など農業用施設の整備や集約化を進める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

[illegible]

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4. 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)